

さくらのクリニック（歯科）

当院の医療機関指定事項について

当院は保険医療機関であり、以下の医療機関届け出を行っています。

- ・生活保護法指定医療機関
- ・労災保険指定医療機関

当院で算定している施設基準について

◎ 歯科：施設基準 ◎

1 一般名処方加算1・2

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、『商品名』ではなくその医薬品の『有効成分』を処方箋に記載することをいいます。

2 明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に行うため、領収証の発行の際に個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方はお申し付けください。

3 歯科初診料の注1（歯初診）

歯初診は、患者が初めて歯科医院を訪れた際に行われる診察で、口腔内の状態を把握し、必要な検査を行った上で適切な診断と治療計画を立てることを目的としています。

4 歯科外来診療医療安全対策加算1

緊急時に備え、AED（自動体外式除細動器）、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セットを備えております。

偶発症等の緊急時には、さくらのクリニックと連携して対応する体制を整えております。

5 歯科外来診療感染対策加算1

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

6 歯科技士所ベースアップ支援料

歯科医院が外部の歯科技工所に補綴物（冠、ブリッジ、義歯など）の製作や修理を委託した場合に算定できる点数となります。

歯科技工所に所属する歯科技工士の賃上げ支援 加算となります。

7 CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレー

CAD/CAM冠（キャドキャム冠）およびCAD/CAMインレーは、コンピュータ支援設計（CAD）とコンピュータ支援製造（CAM）技術を用いて作られる歯科補綴物です。

8 クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

補管（クラウン・ブリッジ維持管理料）は、歯科治療でクラウンやブリッジを装着した後、2年間にわたり修理・調整・再製作を原則無償で行う制度です。